

# 甲賀市プレイパーク整備推進事業

## 実施の手引き

令和7年度

甲賀市こども政策部子育て政策課

# 甲賀市プレイパーク整備推進事業

## 1. 目的

地域全体で子どもたちを健やかに育むために、子ども及び子育て世代が安全・安心に遊べる場の確保と併せ、地域で子どもを見守り、乳幼児から高齢者までふれあえる環境を整えることを目的に甲賀市プレイパーク整備推進事業を実施します。

## 2. 内容

子ども同士や子どもと地域の皆さんがふれあうことができる地域の児童公園に遊具又は設備の設置又は修繕、撤去する際に費用の一部を助成します。

この事業は単に遊具を設置する等の目的ではありません。遊具・設備を整備して、子どもを中心とした地域の輪が広がることを目的としています。

## 3. 対象となる団体

甲賀市内の区・自治会（以下「区等」といいます。）

### ●補助金の申請者について

Q：自治振興会が事業の申請をできるのか。

A：対象は区・自治会なので申請はできません。

Q：区等の中の組織（組など）が申請できるのか。

A：対象は区・自治会なので申請はできません。

## 4. 対象となる事業

区等が維持・管理している児童遊園に、遊具及び設備（フェンス、外構等）の設置等を行い、子どもと地域のみなさんが交流を図る事業。

### ※対象となる児童遊園とは？

- ・市が加入する「地域児童遊園の施設賠償責任保険」の対象になっている児童遊園であること。（対象になっているかどうかわからない場合は、子育て政策課までお尋ねください。）
- ・遊具がある、又はこの事業で新たに遊具を設置する児童遊園であること。

### ※地域児童遊園の施設賠償責任保険とは？

- ・区等で維持・管理していただいている児童遊園の遊具について、管理責任の負担を軽減するため、市で施設賠償責任保険に加入する制度です。（遊具のない広場は加入の対象外です。）

### ●対象となる児童遊園は

Q：市の公園は対象となるのか。

A：市が維持、管理する公園は対象となりません。

※例えばどんなことをすればいい？

- ・児童公園にバスケットゴールを設置し、地域のみなさんでバスケットボール大会を実施する。
- ・児童公園に健康遊具を設置し、こどもから高齢者が参加する健康教室を開催する。

●設置した遊具を利用して実施する事業について

Q：実施回数は。

A：特に回数に定めはありません。年に数回程度定期的実施をお願いします。

Q：実施の規模は。

A：特に参加人数に定めはありませんが、区等のすべてのこどもを対象にしてください。ただし、事業の内容から対象を限定する場合（小学生のみや幼児のみにする場合）は、該当になるこどもを全員対象にしてください。

Q：いつから事業を実施したらよいのか。

A：特に実施する時期に定めはありません。ただし、公園整備を行った年度から始めてください。

## 5 事業への支援

甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で助成を行います。助成の額等は以下のとおりです。

(1) 助成金の額

○公園遊具整備

予算の範囲内において、遊具の設置、撤去及び修繕等に要した経費（工事費）の1/2以内（上限30万円）※1,000円未満は切り捨て

(例) 工事費が30万円の場合の助成金額・・・15万円（工事費の1/2）

工事費が70万円の場合の助成金額・・・30万円（助成金の額の上限）

○公園設備整備

予算の範囲内において、公園設備（フェンス、外構等）の設置、撤去、修繕等に要した経費（工事費）の1/2以内（上限50万円）※1,000円未満は切り捨て

(例) 工事費が80万円の場合の助成金額・・・40万円（工事費の1/2）

工事費が150万円の場合の助成金額・・・50万円（助成金の額の上限）

(2) 対象となる経費

- ・ブランコ、鉄棒、すべり台、バスケットゴール、サッカーゴール、コンビネーション遊具などの設置等にかかる経費。
- ・フェンスの新設や外溝の修繕などに要する経費。

●対象となる工事費について

Q：工事費の範囲は。

A：対象となる工事費は、公園遊具の新設、修繕、撤去。または、公園設備の新設、修繕、撤去をするための経費となります。

Q：専門業者に依頼せずに遊具を設置する場合の経費は。

A：遊具の設置は安全の確保のため、必ず専門業者に依頼してください。

Q：現在設置している遊具と同じ遊具を設置する場合は

A：対象になります。

Q：どのような遊具が対象になるのか。

A：特に定めはありませんが、こどもが使用できない遊具や区等の一部の人しか使えない遊具などは対象となりません。

Q：設置が年度を越えた場合は。

A：設置が年度を越えた場合は、事業の対象となりません。なお、実績報告の提出までが事業となりますので、ご注意ください。

## 6 件数・方法

---

### (1) 募集件数

公園遊具整備 3件程度 (補助上限額30万円)

公園設備整備 2件程度 (補助上限額50万円)

※令和7年度の募集件数は上記のとおりになります。予算を上回る申請(例：補助額30万円が10件)があった場合は、申請書類を確認し、初めて申請される区を優先に、条件を満たしている区等で抽選とします。また、5件以上の応募があった場合でも、予算の範囲内(例：補助額10万円が8件)であれば申請の採択を行います。

### (2) 募集方法

4月分の区長配布文書にて、各区等へ案内します。

## 7 助成の条件

---

- (1) 遊具の設置等については、地域内のこども及び子育て世代の意見を聞き反映させるように努めること。
- (2) 設置等する遊具は、区等の責任で設置等し、区等が維持管理(定期点検を含む)を行うこと。
- (3) 遊具の設置等にあたっては、関係法令及び「遊具の安全に関する規準(2014年6月発行 一般社団法人 日本公園施設業協会)」に準じて安全に利用できるように適正に設置等すること。なお、設置等については、遊具メーカー等の専門業者が実施すること。
- (4) 安全に設置したことがわかる書類を提出すること。
- (5) 遊具の設置等は補助金を申請した年度内に完了すること。
- (6) 遊具を設置等する際の工事費(補助対象経費)に要する経費は、市の他の補助金等と重複しないようにすること。
- (7) 本補助金の交付決定後、工事に着手すること。※交付決定の時期は6月上旬の予定。

## 8 申請から事業実施まで

---

### (1) 申請の手続き

- ①区等へ募集を行います。
- ②区等でどのような遊具等を整備し、どのように活用して事業を実施するのか検討してください。
- ③申請の受付期限（令和7年5月30日（金））までに、甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱に基づき、申請書類一式をこども政策部子育て政策課まで提出してください。
- ④申請書類を市で審査します。  
※申請数が募集数を上回った場合は、抽選を行います。抽選結果は別途連絡させていただきます。
- ⑤助成する区等が決まり次第、該当する区等に交付決定通知書を送付します。  
**※必ずこの交付決定を受けてから工事に着手してください。**
- ⑥区等で遊具等の設置・修繕・撤去を施工してください。
- ⑦工事完了後、甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱に基づき、実績報告の書類一式をこども政策部子育て政策課へ提出してください。
- ⑧実績報告を審査し、補助金の額を確定し通知します。
- ⑨補助金額の確定後、こども政策部子育て政策課へ補助金を請求してください。
- ⑩請求書に基づき区等へ補助金を振り込みます。

### (2) スケジュール＜一次募集＞

- ・ 4月 募集開始
- ・ 5月30日 申請受付締切  
※申請多数の場合は抽選
- ・ 6月上旬 交付決定
- ・ 交付決定後 工事着手  
工事完了  
実績報告  
補助金振込み

## 9. 甲賀市プレイパーク整備推進事業 提出書類

---

### (1) 申請時に必要な書類

- ①プレイパーク整備推進事業補助金交付申請書・・・様式第1号（第5条関係）
- ②事業計画書・・・様式第1号の2（第5条関係）

※事業計画書に添付

- ・ 見積書：遊具等の整備費用がわかる業者からの見積書
- ・ 位置図：遊具等を整備する児童遊園の場所がわかる地図
- ・ 現況写真：遊具等を整備する児童遊園の写真（遊具設置前の写真）
- ・ 計画図：遊具等を整備する児童遊園の遊具の配置図  
（新たに設置する遊具を含む）設置する遊具の図面

## (2) 変更時に必要な書類

※変更の場合

①プレイパーク整備推進事業変更承認申請書・・・様式第3号（第6条関係）

※中止の場合

②プレイパーク整備推進事業中止承認申請書・・・様式第4号（第6条関係）

## (3) 事業終了時に必要な書類

①プレイパーク整備推進事業補助金実績報告書・・・様式第5号（第7条関係）

②事業報告書・・・様式第5号の2（第7条関係）

※事業報告書に添付

- ・領収書：業者に支払いをした領収書
- ・位置図：遊具等を整備した児童遊園の場所がわかる地図
- ・現況写真：遊具等を整備した児童遊園の写真（遊具設置後の写真）
- ・実績図：遊具等を整備した児童遊園の遊具等の配置図（新たに設置した遊具等を含む）設置した遊具の図面
- ・安全に整備した証明等：遊具メーカー等が遊具の安全、安全領域の確保ができてい  
ることを証明する書類、または工事の完了届

## (4) 補助金の請求時に必要な書類

①プレイパーク整備推進事業補助金交付請求書・・・様式第7号（第8条関係）

## 10. 地域児童遊園の施設賠償責任保険について

市では、地域児童遊園の支援として、区等で管理される児童遊園内に設置の遊具について、遊具に起因する事故があった場合に備え、区等からの申請により、公費で一年契約の施設賠償責任保険に加入しています。

今回の補助金を活用して遊具を整備したことにより、児童遊園の遊具に変更が生じますので、整備した次年度には必ず変更の届出をお願いいたします。

なお、すべての公園が対象となっておりませんので、賠償保険の対象の有無については、下記まで問い合わせてください。

## 11. 問い合わせ

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市こども政策部子育て政策課

TEL 69-2176 FAX 69-2298

様式第1号（第5条関係）

プレイパーク整備推進事業補助金交付申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名（区等の名称及び代表者の氏名）

年度において、甲賀市プレイパーク整備推進事業について、甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金 円を交付されるよう甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 その他市長が特に必要と認める書類

様式第1号の2（第5条関係）

事業計画書

プレイパークの名称		
プレイパークの所在	〒 - 甲賀市	
事業費合計	円	
補助対象経費	円	
補助対象経費内訳	市補助金 ※千円未満切り捨て	円
	自己資金	円
	その他（ ）	円
補助対象事業の名称		
遊具又は設備の名称		
整備後の活用方法 及び事業効果		
工事期間 (予定)	着工： 年 月 日 完了： 年 月 日	
備考		

添付書類 (1) 見積書 (2) 位置図 (3) 現況写真  
(4) 計画図 (遊具等の配置図及び設置する遊具等の図面)

【記入例】

様式第1号の2（第5条関係）

事業計画書

プレイパークの名称	〇〇児童遊園、〇〇草の根広場など ※公園の正式名が不明な場合はお問い合わせください。	
プレイパークの所在	〒〇〇〇-〇〇〇〇 甲賀市〇〇町〇〇 〇〇番地 ※公園の所在地が不明な場合はお問い合わせください。	
事業費合計	1, 200, 000 円 ※事業全体にかかる費用を記入してください。	
補助対象経費	1, 200, 000 円 ※遊具又は設備の設置や修繕、撤去に要する費用を記入してください。	
補助対象経費内訳	市補助金 ※千円未満切り捨て	500, 000円 ※補助対象経費の1/2を記入してください。ただし、上限は遊具が30万円、設備が50万円です。）
	自己資金	700, 000円 ※事業費合計より補助金額を除いた額を記入してください。
	その他（ ）	円
補助対象事業の名称	〇〇児童遊園フェンス撤去・新設工事	
遊具又は設備の名称	フェンス（遊具の場合はブランコ・すべり台など）	
整備後の活用方法及び事業効果	フェンスが老朽化しており、児童が遊んでいる際に倒壊してけがをするおそれがあるため、安全に遊べるようにフェンスの撤去・新設工事を実施する。	
工事期間 (予定)	着工： 令和 〇年 〇月 〇日 完了： 令和 〇年 〇月 〇日 ※工事を予定する期間を記入してください。ただし、交付決定後でないと工事ができませんので、ご注意ください。	
備考		

添付書類 (1) 見積書 (2) 位置図 (3) 現況写真

(4) 計画図（遊具等の配置図及び設置する遊具等の図面）

様式第3号（第6条関係）

プレイパーク整備推進事業変更承認申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名（区等の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度甲賀市プレイパーク整備推進事業について、下記により事業を変更しますので、承認くださるよう申請いたします。

記

1 変更理由

2 変更内容

様式第4号（第6条関係）

プレイパーク整備推進事業中止承認申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名（区等の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度甲賀市プレイパーク整備推進事業について、下記により事業を中止しますので、承認くださるよう申請いたします。

記

1 中止理由

様式第5号（第7条関係）

プレイパーク整備推進事業補助金実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名（区等の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金について、甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 その他市長が特に必要と認める書類

様式第5号の2（第7条関係）

事業報告書

プレイパークの名称		
プレイパークの所在	〒 - 甲賀市	
事業費合計	円	
補助対象経費	円	
補助対象経費内訳	市補助金 ※千円未満切り捨て	円
	自己資金	円
	その他（ ）	円
補助対象事業の名称		
遊具又は設備の名称		
整備後の活用した実績（予定を含む。）及び事業効果		
工事期間	着工： 年 月 日 完了： 年 月 日	
備考		

- 添付書類 （1）領収書 （2）位置図 （3）現況写真  
（4）実績図（遊具等の配置図及び設置した遊具等の図面）  
（5）安全に整備した証明等

プレイパーク整備推進事業補助金交付請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所

氏名（区等の名称及び代表者の氏名） ⑩

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金を下記のとおり交付されるよう、甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

記

1 事業名称 甲賀市プレイパーク整備推進事業補助金

2 請求金額 金 円

〔振込先〕

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	支 店 支 所
種 類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		